

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について

土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通省】

基礎調査の実施【都道府県】

- ・ 地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な机上及び現地調査を実施（机上で地形図・航空写真等を用いて土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、現地調査により区域の範囲を設定する。）
- ・ 基礎調査を基にして、区域指定の案を図示する形でとりまとめ
- ・ 基礎調査の結果を公表（住民の危険性の認識と、指定促進のため。）

区域の指定【都道府県】

土砂災害警戒区域

○土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域

- 警戒避難体制の整備【市町村等】
- ハザードマップの配布【市町村等】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等【施設管理者】

土砂災害ハザードマップの作成・配布
(茨城県銚田市)



住民の避難訓練状況
(沖縄県浦添市)

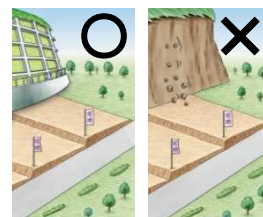


土砂災害特別警戒区域

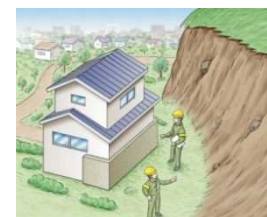
○避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域。

- 特定開発行為に対する制限【都道府県】
- 建築物の構造規制【都道府県または市町村】
- 建築物の移転等の勧告【都道府県】

特定開発行為に対する許可制



建築物の構造規制



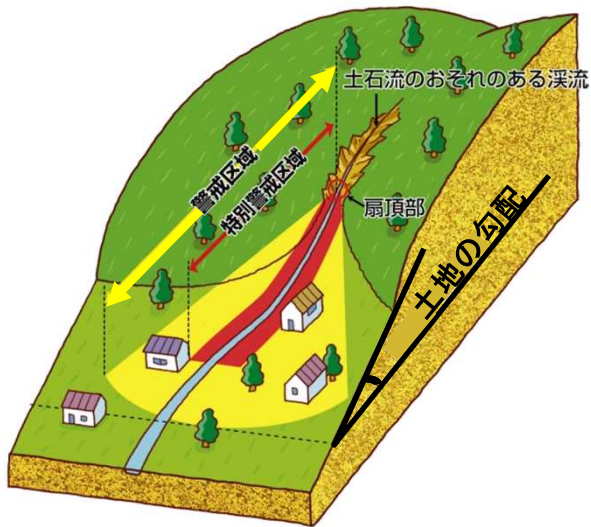
建築物の移転等の勧告



土砂災害警戒区域

土石流

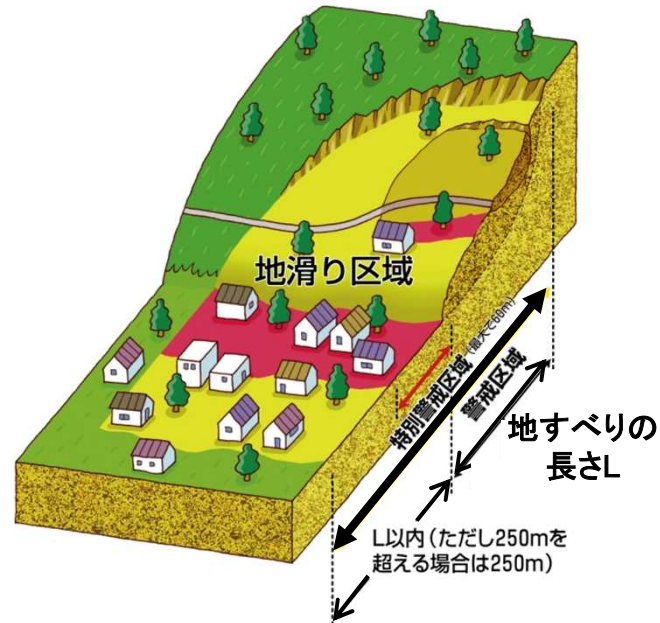
※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



- ・土地の勾配2度以上

地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

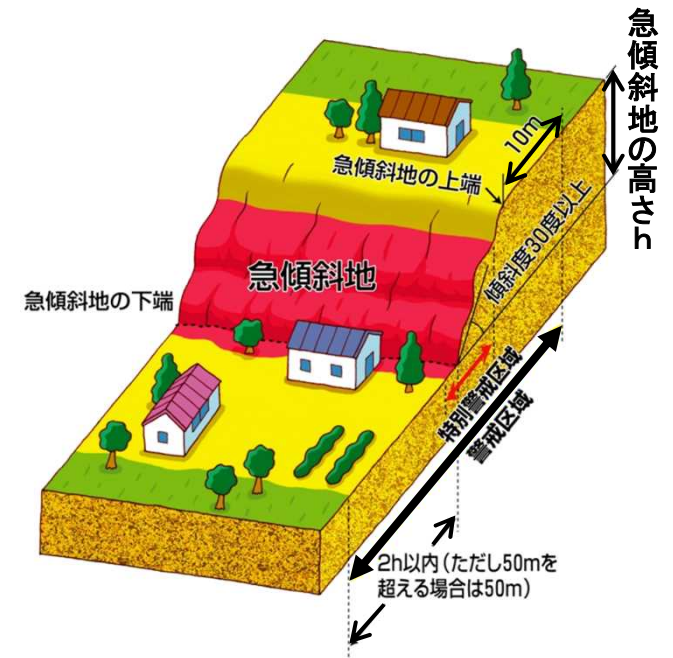


- ・地滑りの長さの2倍以内^{※1}

※1 ただし250mを越える場合は250m

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



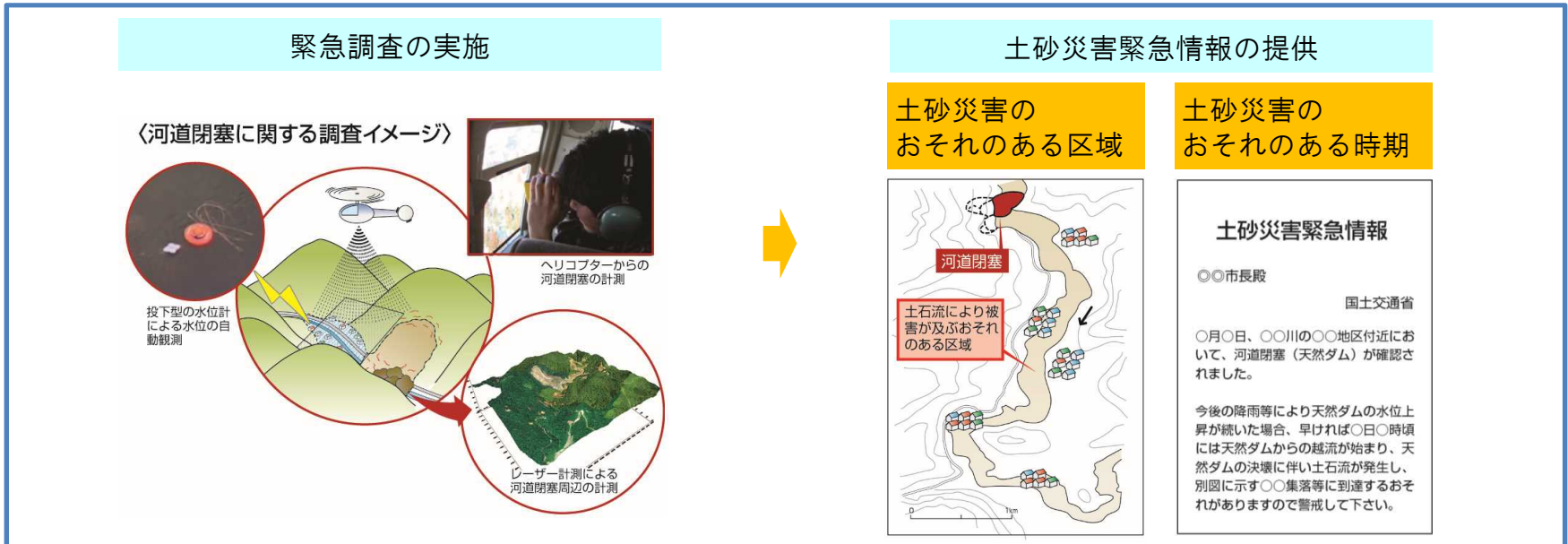
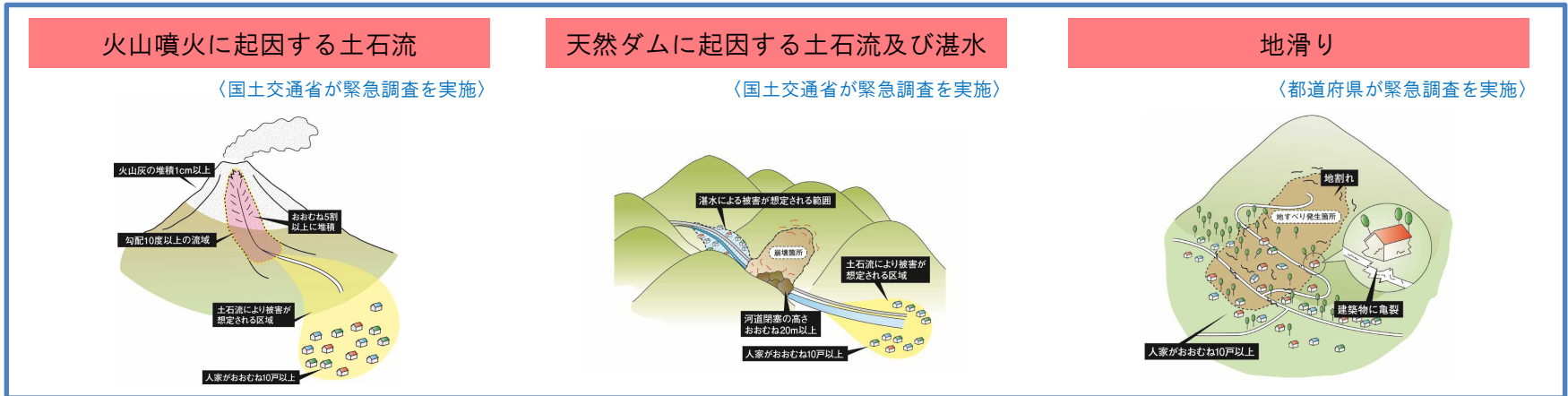
- ・急傾斜地の上端から10m^{※2}
- ・急傾斜地の下端から高さの2倍以内

※1 ただし50mを越える場合は50m

緊急調査の実施

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が緊急調査を行い、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を提供します。

大規模な土砂災害の発生恐れ



緊急調査を行うべき重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況

国土交通大臣が対応

■河道閉塞を起因とする土砂災害

○河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（土砂災害防止法施行令第8条第一号イ、第9条）

- ・河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、**堆積した土石等の高さがおおむね20メートル以上**であるとともに、土石流により被害が予想される土地の区域に存する居室を有する**建築物の数がおおむね10戸以上**であること。

○河道閉塞による湛水（土砂災害防止法施行令第8条第三号、第9条）

- ・河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、**堆積した土石等の高さがおおむね20メートル以上**であるとともに、湛水により被害が予想される土地の区域に存する居室を有する**建築物の数がおおむね10戸以上**であること。

■火山噴火を起因とする土砂災害

○噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流（土砂災害防止法施行令第8条第一号ロ、第9条）

- ・**降灰等が、河川の勾配が10度以上の流域のおおむね5割以上の土地**において、**1cm以上堆積**していると推計され、被害が予想される土地の区域に存する居室を有する**建築物の数がおおむね10戸以上**であること。

都道府県知事が対応

■地滑り（土砂災害防止法施行令第8条第二号）

- ・**地割れ又は建築物の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり**、被害が予想される土地の区域に存する居室を有する**建築物の数がおおむね10戸以上**であること。

土砂災害防止法のおゆみ（1 / 3）

◆平成11年

- 6月 29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月 14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定（第147回国会に提出）
- 4月 18日 参議院において全会一致で可決
- 4月 27日 衆議院において全会一致で可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月 28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月 30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」制定
（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年国土交通省告示策1119号）

◆平成15年

- 3月 31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13区域）

◆平成17年

- 5月 2日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布
（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月 25日 土砂災害防止対策基本指針を変更

土砂災害防止法のおゆみ（2／3）

◆平成22年

11月 25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布
（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

1月 28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）

4月 28日 土砂災害防止対策基本指針を変更（平成23年 国土交通省告示第439号）

5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
同 活発な噴火活動により降灰が生じている宮崎県の霧島山（新燃岳）及び鹿児島県の桜島において、
国土交通省が全国初の火山噴火に起因する土石流に関する緊急調査に着手

9月 6日 奈良県及び和歌山県の平成23年台風第12号に伴う豪雨により発生した河道閉塞箇所において、
国土交通省が全国初の河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流に関する緊急調査に着手

◆平成24年

3月 8日 新潟県上越市板倉区国川地区において、新潟県が全国初の地すべりに関する緊急調査に着手

◆平成26年

11月 19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布
（平成26年 法律第109号）

◆平成27年

1月 15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令
の整理に関する政令」公布（平成27年政令第6号）

1月 16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省
関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省告示第35号）

1月 18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

土砂災害防止法のおゆみ（3 / 3）

◆平成29年

- 3月 31日 全国の区域指定数 土砂災害警戒区域487, 899区域、土砂災害特別警戒区域331, 466区域
- 5月 19日 「水防法等※の一部を改正する法律」公布（平成29年法律第31号）
- 6月 14日 「水防法等※の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令の整備に関する省令」公布（平成29年国土交通省令第36号）
- 6月 19日 「水防法等※の一部を改正する法律」施行
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け
※土砂災害防止法を含む
- 8月 10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）

◆令和2年

- 3月 31日 社会資本整備審議会答申「近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策のあり方」
- 8月 4日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（令和2年国土交通省告示第785号）